

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公開番号】特開2004-145515(P2004-145515A)

【公開日】平成16年5月20日(2004.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2004-019

【出願番号】特願2002-308236(P2002-308236)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 15/00

G 06 F 17/60

【F I】

G 06 F 15/00 330 C

G 06 F 17/60 176 A

G 06 F 17/60 512

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月8日(2005.3.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】ネット家電接続システム

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者がネットワークを介してサービスを受けるためにサービス業者へのサーバコンピュータ(以下接続サーバ)と前記利用者が所有するネット家電間は情報通信回線を介して、前記ネット家電からの接続により通信可能な状態にあり、前記接続サーバでは前記各ネット家電がインターネット接続に必要な接続情報(以下、ISP接続情報)を蓄積するネット家電設定情報蓄積手段、およびサービス受信情報の複製を制限する情報制限手段を有し、前記ネット家電からの接続確立時に端末機器特定番号(前記ネット家電が設置された家庭宅の識別番号)による認証を行う端末機器特定認証手段、前記ネット家電からのISP接続情報要求に応じて、前記ネット家電設定情報蓄積手段に蓄積された前記ISP接続情報を検索する検索処理手段、前記端末機器特定に対応する前記ISP接続情報を前記ネット家電に送信するISP接続情報送信手段を含み、各前記ネット家電は、前記接続サーバに接続を行う接続手段と前記ISP接続情報を受信するISP接続情報受信手段を含むことを特徴とするネット家電接続システム。

【請求項2】

接続サーバでは各ネット家電がインターネット接続に必要な接続情報(以下、ISP接続情報)を蓄積するネット家電設定情報蓄積手段、およびサービス受信情報の複製を制限する情報制限手段を有し、前記ネット家電からの接続確立時に端末IDによる認証を行う端末ID認証手段、前記ネット家電からのISP接続情報要求に応じて、前記ネット家電設定情報蓄積手段に蓄積された前記ISP接続情報を検索する検索処理手段、前記端末IDに対応する前記ISP接続情報を前記ネット家電に送信するISP接続情報送信手段を

含み、各前記ネット家電は、前記端末ID、及び前記接続サーバのアクセス先を蓄積する手段、前記接続サーバへの接続を行う手段、及び前記ISP接続情報を受信するISP接続情報受信手段を含むことを特徴とするネット家電接続システム。

【請求項3】

前記ネット家電設定情報蓄積手段は、少なくとも、各前記ネット家電に対応する前記端末機器の特定と前記端末機器特定に対応する前記ISP接続情報を蓄積すること、およびサービス受信情報の複製を制限する情報制限手段を有することを特徴とする請求項1記載のネット家電接続システム。

【請求項4】

前記ネット家電設定情報蓄積手段は、少なくとも、各前記ネット家電に対応する前記端末IDと前記端末IDに対応する前記ISP接続情報を蓄積すること、およびサービス受信情報の複製を制限する情報制限手段を有することを特徴とする請求項2記載のネット家電接続システム。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明（請求項1）における原理を図1に示す。サービス事業者はサービス受信情報の複製を情報制限手段で設定する（ステップ1）。ネット家電は接続サーバに接続のための手続を行われ（ステップ2）、その際、端末機器の特定できた旨の通知を行う（ステップ3）。接続サーバはネット家電からの接続を受け、端末機器特定による認証とそれに対応するISP接続情報の取得を行い（ステップ4）、ネット家電に対してISP接続情報およびサービス受信情報の複製を制限する情報を送信する（ステップ5）。ネット家電は接続サーバから受信したISP接続情報およびサービス受信情報の複製を制限する情報を情報制限手段211に設定し、ISPに接続を行い（ステップ6）、その後、ISPとの間で認証番号、暗証番号をもとに接続が確立されるとともに、制限を受けているサービスは受信されても無視される（ステップ7）。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明（請求項2）における原理を図2に示す。サービス事業者はサービス受信情報の複製を情報制限手段で設定する（ステップ1）。ネット家電は接続サーバに接続を行い（ステップ2）、その際、端末IDの通知を行う（ステップ3）。接続サーバはネット家電からの接続を受け、端末IDによるHTTPダイジェスト認証とそれに対応するISP接続情報の取得を行い（ステップ4）、ネット家電に対してISP接続情報およびサービス受信情報の複製を制限する情報を送信する（ステップ5）。ネット家電は接続サーバから受信したISP接続情報およびサービス受信情報の複製を制限する情報を情報制限手段211に設定して、ISPに接続を行い（ステップ6）、その後、ISPとの間で認証番号、暗証番号をもとに接続が確立されるとともに制限を受けているサービスは受信されても無視される（ステップ7）。